平成２９年（フ）第３１６８号
東京都江東区北砂６丁目９－13
債務者　木元　勝宏
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１７０号
東京都目黒区自由が丘１丁目２－26－101
債務者　門馬　久美
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１７１号
東京都小平市花小金井７丁目１－15　メゾン・クレール１号102
債務者　藤井　健二
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１７２号
栃木県足利市福居町543－２　アルヴェアーレ天王
債務者　大倉　岩雄
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１７５号
東京都江戸川区北葛西４丁目12－１　葛西壱番館202
債務者　中尾　曜雪
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１８７号
東京都北区神谷１丁目３－４－1301
債務者　赤松　　徹
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１９１号
東京都足立区綾瀬３丁目18－10　Ｍａｉｓｏｎ　ＲｉｖａｇｅⅡ　202
債務者　中村　友美
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１９４号
東京都足立区谷在家３丁目16－15－102
債務者　平山　健太
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１９５号
東京都大田区東矢口１丁目８－21－204
債務者　今野　佳典
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２０５号
東京都港区三田３丁目４－６－501
債務者　秋山英子こと　孫　　基好
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２０７号
東京都文京区春日１－16－21、住民票上の住所山形県山形市大字青柳292－２
債務者　大内　桃子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２１３号
東京都江戸川区平井５丁目４－15－205
債務者　在木まなみ
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２１４号
東京都江戸川区東葛西５丁目15－８－501
債務者　内山　　孝
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２１７号
東京都西東京市泉町２丁目９－21－206
債務者　初宿　宗司
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２１８号
神奈川県川崎市高津区下作延２丁目36－26－304
債務者　寳山　伸二
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部